日進市男女平等推進条例

資料 1

平成19年4月1日 条 例 第 23号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条一第7条)
- 第2章 性別による権利侵害の禁止等(第8条・第9条)
- 第3章 基本的施策(第10条—第21条)
- 第4章 苦情の処理等(第22条・第23条)
- 第5章 男女平等推進審議会(第24条)
- 第6章 雑則(第25条)

附則

人はみな、個人として尊重され、性別によって差別されない平等な存在です。

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、国際的な 取組みとも連動しながら、男女平等の実現に向けた取組みが行われています。

また、日進市においても、平成13年に男女共同参画プランを策定し、様々な施策 に取り組んできました。

しかしながら、依然として根強く残る性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的な制度及び慣行並びに性差別に基づく人権侵害は、男女平等の実現の障害となっています。

このような状況を改善し、日進市が、活力あるまちとして一層の発展を遂げるためには、男女が互いに人権を尊重しつつ、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮し、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野に対等に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、併せてその責任を担うことができる男女平等な社会を実現することが重要です。

ここに私たちは、男女の平等を推進することにより、男女が共に参画しうる活力あるまち日進市をつくるため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が共に参画しうる活力あるまち日進市をつくることを目的とします。

(定義)

- 第2条 この条例において、使用されている用語の意義を次のように定めます。
 - (1) 市民 市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者若しくは活動する者をいい

ます。

- (2) 事業者 市内において事業活動(営利・非営利を問いません。) をするものを いいます。
- (3) 教育関係者 市内において教育活動に携わるものをいいます。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の望まない性的な言動又は性別による固定 的な役割分担意識に基づく言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又 は生活環境を害することをいいます。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等親密な関係にある男女間若しく は親密な関係にあった男女間の暴力(身体に対する不法な攻撃又はこれに準ずる 心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。以下同じ。)をいいます。
- (6) メディア・リテラシー 多様な情報から主体的に情報の送り手の意図を読み解 き、自らの意思に基づき情報を発信する能力をいいます。
- (7) 積極的改善措置 家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

- 第3条 男女平等の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければなりません。
 - (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、家庭、地域、学校、職場その他の社会 のあらゆる分野において直接的であると間接的であるとにかかわらず、性別によ る差別的な取扱いを受けることなくその個性が尊重され、能力が十分に発揮でき る機会が確保されること。
 - (2) 男女が社会の対等な構成員として、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における施策や方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
 - (3) 社会における制度又は慣行が、社会における男女の活動の自由な選択に対して 影響を及ぼすことのないように配慮されること。
 - (4) 家族を構成する男女は、家族的責任を果たすため、互いに尊重しあい、相互の協力と社会的支援の下、家庭生活とそれ以外の活動に対等に参画し、両立できるように配慮されること。
 - (5) 家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における教育や学習において、男女平等を基本とした教育に配慮されること。
 - (6) 男女平等の推進に関する取組みは、国際社会における取組みと密接な関係を有 していることから、国際的な理解と協調の下に行われること。
 - (7) 男女が互いに尊重しあい、その性についての理解を深めることにより、生涯に わたり健康な生活を営むこと、また妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、産 む性としての女性の身体的機能に配慮し、その自己決定権が尊重されること。
 - (8) 男女間の暴力が、男女平等を阻害する重大な社会問題であることを認識し、そ

の根絶が図られること。

(市の責務)

- 第4条 市は、男女平等の推進を市の主要な施策として位置づけ、前条に定める基本 理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、施策を総合的かつ計画的に実 施しなければなりません。
- 2 市は、男女平等の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとと もに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。
- 3 市は、国及び県その他の地方公共団体と連携するとともに、市民、事業者及び教育関係者と協働して男女平等の推進に取り組まなければなりません。
- 4 市は、率先して男女平等の実現に努めなければなりません。 (市民の責務)
- 第5条 市民は、男女平等に関する理解を深め、基本理念にのっとり家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において自ら積極的に男女平等を推進するよう努めなければなりません。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うにあたり、基本理念にのっとり、性別にかかわらず個人の能力が発揮できるように必要な措置を講ずるよう努めるとともに、職場活動と家庭、地域等における活動が両立できるよう環境整備に努めなければなりません。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育の重要性に鑑み、男女平等に関する理解を深め、個々の 教育を行う過程において基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければなりま せん。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

- 第8条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、直接的であると間接的であるとにかかわらず、性別による差別的な取扱いを行ってはなりません。
- 2 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはなりません。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。 (市民に提供する情報への配慮)
- 第9条 何人も、市民に提供する情報においては、性別による固定的な役割分担若し くは前条に規定する行為を助長し、又は連想させる表現その他過度の性的な表現を 行わないよう努めなければなりません。

第3章 基本的施策

(行動計画)

第10条 市長は、男女平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、

行動計画を策定します。

- 2 市長は、行動計画を策定する場合は、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映 させるよう努めるとともに、日進市男女平等推進審議会に諮問しなければなりませ ん。
- 3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表します。
- 4 前2項の規定は、行動計画を変更する場合について準用します。

(情報提供及び普及啓発)

- 第11条 市は、市民、事業者及び教育関係者の男女平等に関する理解を深めるための情報を積極的に提供するとともに、男女平等に関する意識の普及及び啓発に努めます。
- 2 市は、社会的、文化的につくられた性別(ジェンダー)の再生産や性の商品化による人権侵害をなくし、男女平等を推進するため、すべての人が、メディア・リテラシーを身につけることができるよう、市民、事業者及び教育関係者に対し必要な情報を提供するとともに、その普及に努めます。

(積極的改善措置)

- 第12条 市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野の活動において、男女間の参画機会にかかる格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めます。
- 2 市は、市の施策の立案及び決定に男女が平等に参画できるよう、審議会等における委員の構成及び人員配置について、行動計画に数値目標を掲げ、男女の均衡を図るよう努めます。
- 3 市は、男女平等を推進するため、女性職員の能力開発及び管理職等への登用に努めます。

(雇用の分野における男女平等の推進)

- 第13条 市は、雇用の分野における男女平等を推進するため、事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めます。
- 2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女平 等の推進状況を知るための調査について協力を求めることができます。

(市民活動等への支援)

第14条 市は、男女平等を推進する活動を行う市民、団体等に対し、必要な情報の 提供及び支援を行うよう努めます。

(学習及び教育における支援等)

第15条 市は、男女平等に関する理解を深めるため、市民の学習を支援するよう努めるとともに、学校教育、社会教育その他の教育において、必要な措置を講ずるよう努めます。

(家庭生活と職業生活等との両立支援)

第16条 市は、男女がともに育児、介護その他の家庭生活における活動と地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動を両立することができるように必要

な環境整備に努めます。

(国際協調の推進)

第17条 市は、国際的な理解と協調の下に男女平等を推進するため、市民一人ひとりが国や民族の違いを超えて相互の交流を図ることができるよう支援に努めるとともに、男女平等に関する国際的な情報の収集及び提供に努めます。

(性と生殖に関する健康と権利の尊重)

第18条 市は、性と生殖に関する健康と権利が十分に尊重されるように、情報の提供及び意識の啓発に努めます。

(拠点整備)

第19条 市は、市民、事業者及び教育関係者の男女平等の推進に関する取組みを支援するため、拠点の整備に努めます。

(調査研究)

第20条 市は、男女平等の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査 研究を行い、その結果を公表します。

(実施状況の報告)

第21条 市長は、毎年、男女平等の推進に関する施策の実施状況について、報告書 を作成し、公表します。

第4章 苦情の処理等

(苦情処理)

- 第22条 市長の附属機関として、日進市男女平等推進苦情処理委員(以下「苦情処理委員」といいます。)を置きます。
- 2 市民、事業者及び教育関係者は、市長に対し、市が実施する男女平等の推進に関する施策又はその推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を申し出ることができます。
- 3 市長は、前項の申出があった場合、必要があると認めるときは、苦情処理委員に 事案の調査等を命ずるものとします。
- 4 苦情処理委員は、調査結果を市長に報告するとともに、必要があると認めるときは、当該申出にかかる市の機関に対し是正の指示等を行うよう、市長に意見を述べることができます。
- 5 市長は、苦情処理委員の意見を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めます。
- 6 前各項に定めるもののほか、苦情の処理に関し必要な事項は、規則で定めます。 (相談)
- 第23条 市民、事業者及び教育関係者は、市に対し、性別による差別的な取扱いその他の男女平等の推進を阻害する行為について、相談をすることができます。
- 2 市は、前項の規定による相談を受けた場合、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めます。

第5章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

- 第24条 市長の附属機関として、日進市男女平等推進審議会(以下「審議会」といいます。)を置きます。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ行動計画及び男女平等の推進に関する重要事項について、調査、審議し、その結果を市長に答申します。
- 3 審議会は、男女平等の推進に関し、必要と認める事項について調査、研究を行い 市長に意見を述べることができます。
- 4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第6章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行します。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に定められている男女平等の推進に関する市の基本計画であって、推進施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第10条第1項の規定により定められた行動計画とみなします。

(日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41 年日進町条例第2号)の一部を次のように改正します。

[次のよう] 略

日進市男女平等推進条例施行規則

平成19年4月1日 規 則 第 53号

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 苦情の申出及び処理(第2条―第12条)

第3章 日進市男女平等推進審議会(第13条-第19条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、日進市男女平等推進条例(平成19年日進市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 苦情の申出及び処理

(苦情処理委員)

- 第2条 条例第22条第1項に規定する日進市男女平等推進苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)は3人以内とし、人格が高潔で、男女平等の推進及び行政に関し優れた識見を有する者の内から市長が委嘱する。
- 2 苦情処理委員のうち、1人以上は法律に関し学識経験を有する者でなければならない。
- 3 苦情処理委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 苦情処理委員は、再任されることができる。
- 5 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、 又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない 非行があると認めたときは、これを解嘱することができる。

(服務)

- 第3条 苦情処理委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 苦情処理委員は、政党その他の政治的団体の役員となることができない。
- 3 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員又は長と兼ねることができない。 (市長への申出の方式)
- 第4条 条例第22条第2項の規定による申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。ただし、市長が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。
 - (1) 申出をするものの氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)並びに電話番号

- (2) 申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関への相談等の状況
- (4) 申出の年月日
- 2 前項ただし書の規定により口頭で申出をしようとするときは、前項第1号から第 3号までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、市長はそ の内容を録取するものとする。

(調査及び処理)

- 第5条 市長は、前条の申出があったときは、苦情処理委員に、事案の調査等を命ずるものとする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申 出については、苦情処理委員に事案の調査等を命じないものとする。
- (1) 裁判所において係争中の事案又は裁判所の確定した判決若しくは決定に係る事案
- (2) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に規定する不服申立ての審理中の事案又は裁決若しくは決定に係る事案
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第17条の紛争の解決の援助の対象となる事案
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案
- (5) 条例又はこの規則の規定に基づく苦情処理委員の行為に関する事案
- (6) 前各号に掲げるもののほか苦情処理委員に調査等を命ずることが適当でないと 認める事案
- 3 市長は、調査等を命じたときは、その旨を申出人及び当該申出に係る市の機関に 対し、書面により通知するものとする。
- 4 市長は、調査等を命じないことと決定し、又は取り消したときは、申出人に対し その旨及びその理由を書面により通知するものとする。
- 5 苦情処理委員は、申出にかかる調査等を行うにあたり、市の機関に対し、説明を 求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求 めることができる。
- 6 苦情処理委員は、それぞれ独立して職務を行うものとする。
- 7 前項の規定に関わらず、苦情処理委員は、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行うものとする。
- (1) 職務の執行の方針に関すること
- (2)条例第22条第4項の規定による意見の決定に関すること
- (3) その他苦情処理委員が合議により処理することが適当であると認められる事項 (是正の指示等)
- 第6条 市長は、条例第22条第4項の意見を受けた場合において、必要があると認めるときは、書面により当該申出に係る市の機関に対し、是正の指示等を行うものとする。

(調査結果等の通知)

第7条 市長は、是正の指示等を行わないときは、その旨を速やかに第5条第3項の 規定により調査の開始を通知した申出人及び市の機関に対し、書面により通知する ものとする。

(是正その他の措置の報告)

- 第8条 第6条に規定する是正の指示等を受けた市の機関は、当該是正の指示等に基づいて措置を講じたときは、その旨を書面により市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告を受けた場合は、当該措置の内容を書面により申出人に通知するものとする。

(申出の処理状況の報告等)

- 第9条 苦情処理委員は、毎年度1回事案の処理の状況及びこれに関する所見等の報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告書及び次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、公表 にあたっては、個人に関する情報がみだりに公にされることがないよう最大限の配 慮をしなければならない。
- (1) 市長が申出にかかる市の機関に対して行った是正の指示等
- (2) 前項の是正の指示等に対して、市の機関が講じた措置 (身分証明書)
- 第10条 苦情処理委員は、職務を行う場合には、その身分を示す証明書(別記様式) を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 (庶務)
- 第11条 苦情処理委員の庶務は、市民生活部市民協働課で処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、苦情処理委員に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

第3章 日進市男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

- 第13条 条例第24条に規定する日進市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)は、委員13人以内で組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者 4人
- (2)企業関係者 1人
- (3) 教育関係者 1人
- (4) 関係団体代表者 4人
- (5) 公募市民 3人

(委員の任期)

- 第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は再任されることができる。

(会長等の職務)

- 第15条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第16条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すると ころによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第17条 審議会は、その所掌事務に係る特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第18条 審議会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則(平成21年3月26日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条及び第18条の改正規定は、 平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月24日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の日進市男女平等推進条例施行規則の規 定は平成25年10月1日から適用する。

別記様式(第10条関係)

(表)

	身分証明書			
	氏名			
写真				
	任期	年	月	日まで
上記の者は、日進市男女平等推進条例第22条第1項の規定				
に基づく男女平等苦情処理委員であることを証明します。				

年 月 日交付

日進市長印

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証明書は、日進市男女平等推進条例第22条第3項に 定める調査等をする場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 市の機関等からの請求があった場合は、この証明書を呈示しなければならない。
- 3 この証明書は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。